

## 生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書募集要項

### 1 総則

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）（以下「環境整備事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

### 2 業務内容

本事業の内容は、別添1「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書作成のための仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添2「生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱」のとおりとする。

### 3 予算額

業務の予算額は、212,630千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している（令和7年度より3年度間、全国5地域で事業実施を想定した金額）。

### 4 参加資格

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（2）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（3）労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金

の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

- (5) 企画書提出時において、過去1年間に厚生労働省（都道府県）労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

- ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
- ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
- ③ 契約書に基づき、委託者から委託事業実施状況報告書を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
- ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

- (6) その他以下の条件を満たすこと。

ア 高齢法第35条第1項に定める協議会（協議会又は正式な協議会が未発足の場合は設立準備会）であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

## 5 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

- (1) 生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所は、当該地域を所管する都道府県労働局職業安定部職業対策課とする。

募集要項は、厚生労働省及び各都道府県労働局ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

- (2) 募集要項の交付期間

令和7年8月8日（金）9時30分～令和7年9月30日（火）17時00分

- (3) 募集要項に関する問い合わせ

ア お問い合わせ先（随時受付）

生涯現役地域づくり環境整備事業相談窓口（厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課雇用指導係）

電子メール [koutaika-itaku@mhlw.go.jp](mailto:koutaika-itaku@mhlw.go.jp)

イ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、随時、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

【掲載場所URL】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kour\\_eisha/koureisha-koyou\\_00024.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kour_eisha/koureisha-koyou_00024.html)

## 6 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時

令和7年8月21日（木）14時00分～15時30分

- (2) 開催方法

オンライン開催

- (3) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和7年8月20日（水）12時00分までに上記5（3）アのメールアドレスに申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

## 7 企画書、提出期限等

- (1) 企画書

作成する企画書は、表1のとおりとする。

表 1 企画書一覧

|   | 書類名称                          | 様式                       | 提出者  | 媒体種別                    | 部数    | 備考                                                                                                                            |
|---|-------------------------------|--------------------------|------|-------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 企画競争参加申込書                     | 募集要項<br>別紙 1             | 全提出者 | 紙媒体                     | 1 部   |                                                                                                                               |
| ② | 競争参加資格に関する誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書 | 募集要項<br>別紙 2-1<br>及び 2-2 | 全提出者 | 紙媒体                     | 各 1 部 |                                                                                                                               |
| ③ | 適合証明書                         | 募集要項<br>別紙 3             | 全提出者 | 紙媒体                     | 1 部   |                                                                                                                               |
| ④ | 事業構想概要                        | 募集要項<br>別紙 4             | 全提出者 | 電子媒体<br>(PowerPoint)    | —     | 様式は例示であるため、⑥をもとに提出者において工夫して作成                                                                                                 |
| ⑤ | 協議会及び事業構想概要図                  | 募集要項<br>別紙 5             | 全提出者 | 電子媒体<br>(PowerPoint)    | —     |                                                                                                                               |
| ⑥ | 事業構想提案書                       | 仕様書<br>様式第 3 号           | 全提出者 | 電子媒体 (Word<br>及び Excel) | —     | 概ね 20 枚 (片面) 程度で作成                                                                                                            |
| ⑦ | 事業構想に係る補足資料                   | 任意                       | 該当地域 | 電子媒体 (PDF)              | —     | 市区町村等のガイドブック等                                                                                                                 |
| ⑧ | 事業構想必要経費概算書                   | 仕様書<br>様式第 4 号           | 全提出者 | 電子媒体<br>(Excel)         | —     |                                                                                                                               |
| ⑨ | 必要経費の根拠を示す資料 (10 万円以上の経費)     | 任意                       | 該当地域 | 電子媒体 (PDF)              | —     | 仕様書 8 (3) ア参照                                                                                                                 |
| ⑩ | 事業の一部を再委託する場合の理由書             | 任意                       | 該当地域 | 電子媒体 (PDF)              | —     | 仕様書 8 (5) 参照の上、再委託が必要な理由を記載すること                                                                                               |
| ⑪ | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料 | 任意                       | 該当地域 | 電子媒体 (PDF)              | —     | ・女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定) に関する基準適合一般事業主認定通知書<br>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第 24 号) による改正後の女性活躍推進法第 12 条に基づく認定 (プラ |

|  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                 |
|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  | チナえるぼし認定) に関する基準適合認定一般事業主認定通知書<br>・次世代法に基づく認定(くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書<br>・若者雇用促進法(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書<br>・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 |
|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 提出期限等

令和7年10月1日(水)17時00分

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時00分、13時00分から17時00分までとし、上記5(1)まで直接提出すること。

また、郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記5(1)あてに企画書の提出期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は提出者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

## (3) 企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)の開催

企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)をオンラインにて開催する。開催日時等を提出者に個別に連絡する。

## (4) 企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は形式的な不備(添付書類の不足等)がある企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書が無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

## (5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が提出期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

なお、具体的な事業内容について、仕様書中「5 事業内容」の要件を満たさないことが明らかな企画書については、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課が設置する「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）」に諮らずに不採択とすることがある。

#### （6）提出に当たっての注意事項

- ア 企画書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- イ 紙媒体での提出について、用紙のサイズは原則 A 4 とし、両面印刷及び左右の余白は各 30mm 以上とする。
- ウ 電子媒体での提出について、ファイル形式は表 1 で指定している形式、かつ Microsoft 365 のライセンスで読み取れるものとする。また、提出の際は、CD-R 又は DVD-R に格納し、ディスクに協議会名を記載すること。なお、電子媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、提出物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処しなければならない。
- エ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- カ 1 地域当たり 1 件の企画書を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- キ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 8 評価の実施

- （1）別添 3「生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について」、別添 3 の別紙 1「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準表」に基づき、提出された企画書について、評価委員会が評価を行い、標準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

- （2）評価結果は、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担行為担当官から企画書の提出者に遅滞なく別添 4「生涯現役地域づくり環境整備事業の採択・不採択通知」により通知する。

なお、選定された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

### 9 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、都道府県労働局及び契約候補者の双方で契約内容を確認し、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担

行為担当官は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

【様 式 等】

- 別紙 1 企画競争参加申込書
- 別紙 2－1 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙 2－2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙 3 適合証明書
- 別紙 4 事業構想概要
- 別紙 5 協議会及び事業構想概要図

別添 1 生涯現役地域づくり環境整備事業（令和 7 年度第 2 次募集）に係る企画書作成のための仕様書

- 別紙 1 協議会が機密保持を遵守するために講ずるべき措置
- 別紙 2 情報セキュリティ要求仕様
- 仕様書様式第 1 号 協議会規約
- 仕様書様式第 2 号 会計事務取扱規程
- 仕様書様式第 3 号 事業構想提案書
- 仕様書様式第 4 号 事業構想必要経費概算書
- 仕様書様式第 5 号 事業利用者アンケート結果報告
- 仕様書様式第 6 号 実施状況報告書
- 仕様書様式第 7 号 民間資金等調達実績報告書
- 仕様書様式第 8 号 改善計画書
- 仕様書様式第 9 号 総括報告書

別添 2 生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱

別添 3 生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について

- 別紙 1 生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準表
- 別紙 2 生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

別添 4 生涯現役地域づくり環境整備事業の採択・不採択について（通知）